

《Labor Communication 2018・3》

今回は年金の話です！ 先日、40代の奥様が突然亡くなりました。残されたのは40代のご主人と小学生、幼稚園児。このような父子家庭の場合は、以前は遺族基礎年金の対象ではありませんでした。平成26年に法改正され、対象へと。この年、労災において「顔」に後遺症が残った場合の障害等級も男女で差があったのを修正し、同等となりました。突然の奥様の死でショックを受けながらも年金事務所へご自分で駆け込み、すべての手続きをされたご主人！ 健康保険の葬祭料はこちらで手続きをさせていただきました。（小野山真由美）

社会保険にも マイナンバー

★3月5日、提出分より届け出用紙も変更！

「マイナンバー」いったいどこで使うのだろう・・・と思っていたら、いよいよ書式が変更となりました。ほとんどの書類に記載が必要となります。資格取得届、喪失届、異動届、算定基礎届、月額変更届といったよく使う用紙もすべて変更です。ただ、従来の用紙での併用期間もあります。4月の新入社員の届出には、早速使用となりますので、入社時における提出書類にマイナンバーがスムーズに集められるよう対応していかれてはと思います。

労基署 「業務停止命」

★労働基準監督署がもつ特別司法権！

「労基がきたらやばい！」そんな会話を耳にされたこともあるかと思います。労働基準監督署は、特別司法権を持ち、「書類送検」や「逮捕」の権限をもっています。つい先日起こった製造の労災事故は、木材を削る機械に木くずがたまり、機械作動中にそれを取り除こうとして指が巻き込まれ休業1ヶ月となる重症。労基署は、機械に覆いがなかったことによると事故と判断し、その機械の「使用停止等命令書」を！現在、対応中です。業務上での火災等の事故が起こった場合、消防署と警察署が動きます。従業員がいれば、同時に労働基準監督署も動きます。「署」という字がつくところは特別司法権があるところ。もうひとつの署は、税務署。労働者の健康と安全を守る労働基準監督署の指導からより働きやすい職場作りとなるようこちらもサポートしていきます！



第13次 労働災害防止計画

★平成30年4月からスタートする第13次計画にむけて！

厚生労働省は、5年に一度労働災害防止計画を発表しています。この4月には第13次が始まります。最大の目的は死亡災害や死傷災害の減少です。この改善の中で、重点業種にあげているのが、死亡災害減少では、建設業、製造業、林業。死傷災害防止では、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店です。具体的な取り組みとして、過労死防止等の労働者の健康確保の推進、高齢者・外国人労働者や障害者の労働災害の防止、疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進などがあげられています。雇用契約における事業主の役割には、労働者の安全と健康を守ることがあげられています。働き方改革で、なにかと複雑な印象を受ける雇用関係。少し、シンプルに会社ができる安全と健康を考えてみてはいかがでしょうか！

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里
社会保険労務士 小野山 英男
特定社会保険労務士 小野山 真由美

★季節の変わり目だからこそ、体を休める時間をつくりましょう！